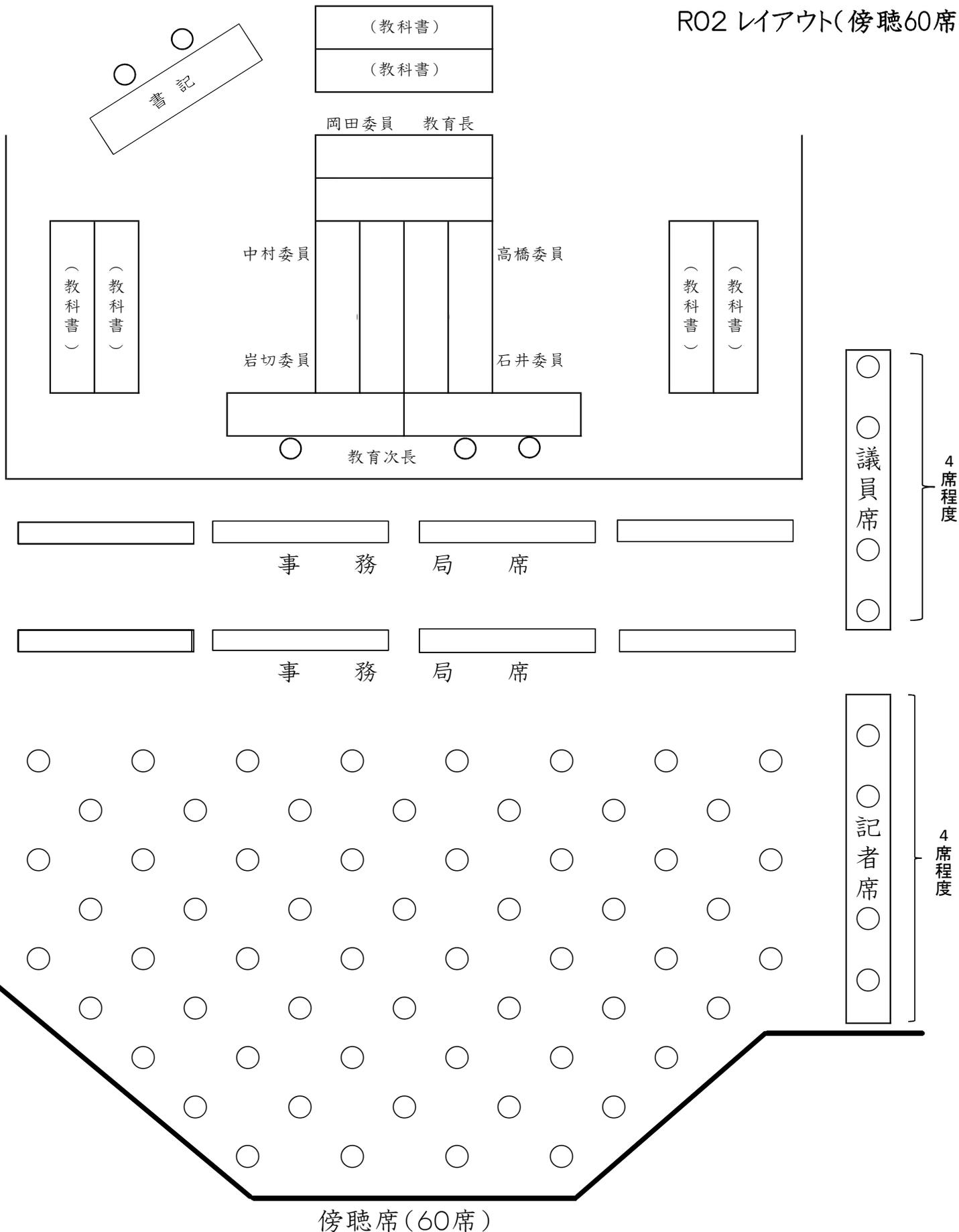
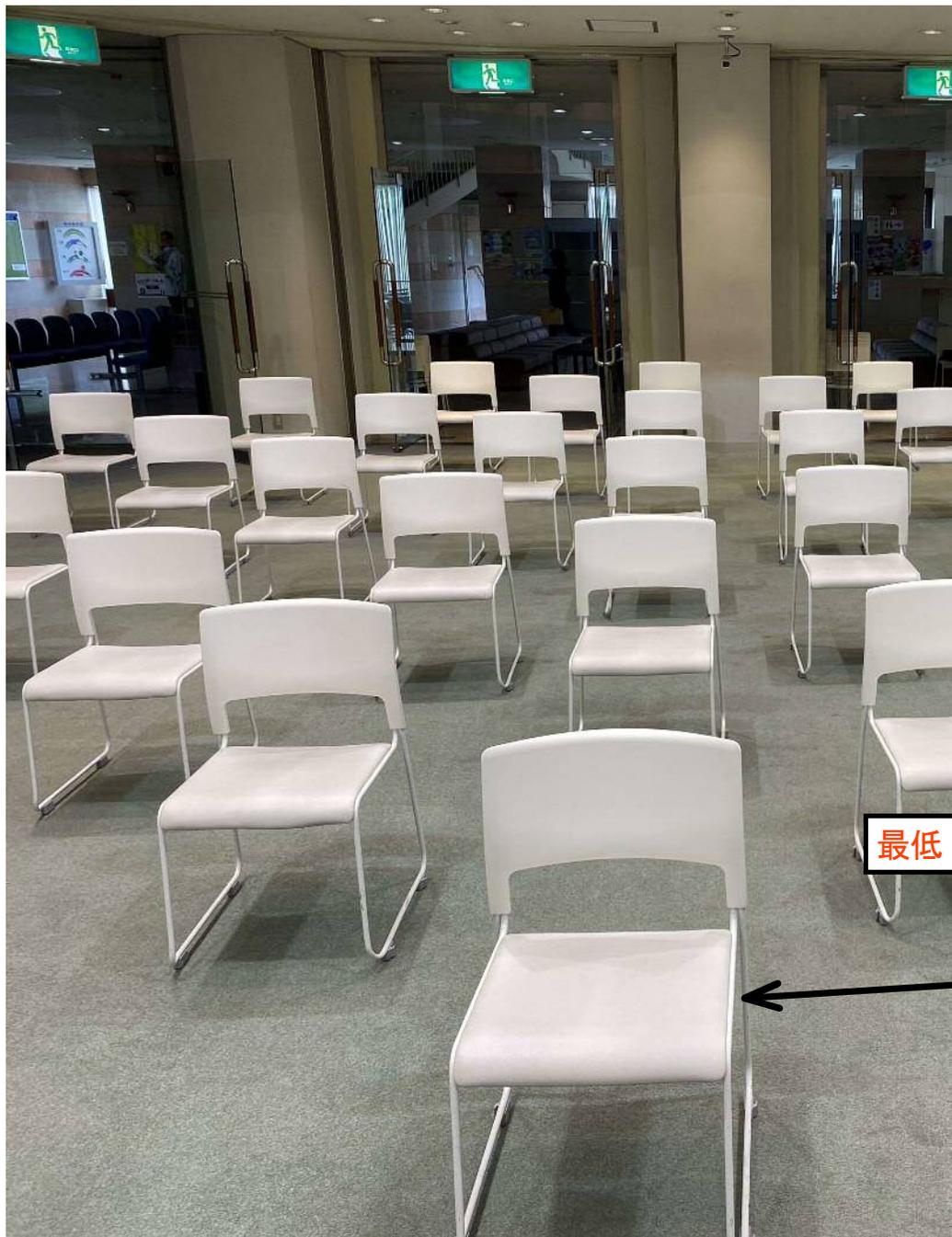


新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について

R02 レイアウト(傍聴60席)





参考：傍聴60席配置時の会場写真

最低1メートル確保

緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言は、令和2年5月25日をもって解除されました。

今後、私たちは、この感染症があることを前提とした「新しい生活様式」へ移行していかなければなりません。「3つの密」を徹底的に避けることや、「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの基本的な感染対策を継続し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」が定着した社会の構築に向け取り組むとともに、「第2波」に対応するための万全の保健・医療体制の構築を進めるなど、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となるよう取り組んでいく必要があります。

また、医療従事者や感染者及びその家族等への偏見や差別は、決して許されるものではなく、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう取り組んでいく必要があります。

こうした状況下において、本市においては、緊急事態宣言下における本市行政運営方針に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため自粛のお願いや市の業務の中止または延期等を行ってきましたが、緊急事態宣言解除後については、以下の方針に基づき行政運営してまいります。

また、これに併せ、本市の業務継続計画（BCP）についても、5月25日をもって解除します。

- 1 中止または延期している本市の業務については、感染症予防対策を講じつつ順次再開します。
なお、職員の勤務体制については、引き続き柔軟な対応を行っていきます。
また、職員の応援体制については、応援職員を出している職場、必要としている職場の業務等の状況を勘案しながら対応を継続します。
- 2 市立病院における医療提供については、引き続き神奈川モデルに基づく新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を維持しつつ、一部制限していた外来・入院診療や手術等への対応を順次再開します。
- 3 本市が主催するイベント等については、当面の間、下記の判断目安を参考にし、国、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の判断をします。
 - ・屋内（収容定員あり）の場合：定員の半分以下の人数とする。
 - ・屋内（収容定員なし）の場合：人と人との距離を十分に確保する。
 - ・屋外：人と人との距離を十分に確保する。

※定員や参加者数、収容率によらず、密閉された空間等で、大声を出すイベント等については、開催の可否について、慎重に判断します。

4 市民利用施設については、「3つの密」の回避や、清掃・消毒・換気対策を実施した上で、利用者間に十分な空間を確保し、位置的に分散させます。また、利用者の入場制限や滞在時間の制限などによる時間的な分散についても必要に応じて実施します。その上で、施設については国、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら下記のとおり再開していきます。

- ・市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については6月1日より再開します。
なお、小・中学校につきましては、6月1日から12日までは分散登校とし、6月15日から通常登校とします。また、高等学校・特別支援学校についても、上記に準じ、段階的に再開します。
- ・保育所等の登園自粛要請については、6月30日をもって解除します。
- ・図書館については、5月27日より再開可能な業務から段階的に再開します。
- ・スポーツセンター、市民館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家等については、再開可能な施設から、6月1日より段階的に順次再開します。
- ・本市が管理する屋外スポーツ施設等については、再開可能な施設から、6月1日より順次再開します。
- ・市民への会議室等の提供については、再開可能なものから、6月1日より段階的に順次再開します。
- ・ホールの観客を入れた貸館事業やイベント利用については、施設ごとに供用開始日を設定し、順次受付を再開します。
- ・上記以外の施設等については、再開可能な施設から、順次再開していきます。

なお、施設やイベントの再開に関する情報や、その他市民生活に影響のある情報については、市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供していきます。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

改正

平成19年8月28日教育委員会規則第14号

平成27年3月30日教育委員会規則第6号

川崎市教育委員会傍聴人規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）第13条の規定に基づき、川崎市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は、会議の都度、教育長が定める。

3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、抽選により決定することができる。

4 前各号の規定にかかわらず、報道機関に所属するものであって教育長が認める者は、会議を傍聴することができる。

(入場の禁止)

第3条 次に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 前各号に定めるもののほか、教育長が傍聴を不相当と認める者

(写真撮影等の制限)

第4条 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、教育長が認めた場合はこの限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴席における傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場においてみだりに発言しないこと。

- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 教育長は、傍聴人が前2条の規定に違反した場合は、これを制止し、傍聴人がその命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

- 2 教育長は、会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させるものとする。
- 3 前2項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月11日から施行する。

(川崎市教育委員会傍聴人規則の廃止)

- 2 川崎市教育委員会傍聴人規則（昭和25年川崎市教育委員会規則第4号）は廃止する。

附 則（平成19年8月28日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日教委規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間においては、この規則による改正後の川崎市教育委員会会議規則、川崎市教育委員会傍聴人規則、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び川崎市教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の川崎市教育委員会会議規則、川崎市教育

委員会傍聴人規則、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び川崎市教育委員会公印規則の規定については、なお効力を有する。